亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第5号

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を 改正する規則

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成26年 亀山市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「認定低炭素建築物新築等計画の建築工事の」を削り、同条中「建築物の建築工事」を「工事」に改め、同条第1号中「建築工事」及び「建築物の新築等の工事」を「工事」に改める。

第5条の見出し中「認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築」を「工事」に改め、同条中「建築物の建築」を「工事」に 改める。

別表第1中

第 2 条の規定により審査を受 市長が別に定める機関が交付け、市長が別に定める機関に する適合証の写しより計画が認定基準に適合すると認められた場合

を

第2条の規定により審査を受 市長が別に定める機関が交付け、市長が別に定める機関に する適合証の写し より計画が認定基準に適合す ると認められた場合 計画に係る住宅が、住宅の品 設計住宅性能評価書の写し 質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号。 以下「住宅品質確保法」とい

に、

う。)第6条第1項に規定 する設計住宅性能評価書の 交付を受けた場合(法第5 4条第1項第1号に基づく 基準に適合した等級の評価 を受けたものに限る。)

「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81 号)」を「住宅品質確保法」に改める。

別表第2中「低炭素化の基準告示 の第2の1 3」を「低炭素化の基準告示 の第2の1 2(2)」に改める。

様式第1号中「建築物の建築工事」を「工事」に、「建築工事が行われた」を「工事が行われた」に改める。

様式第2号中「建築工事」を「工事」に、「躯体」を「躯体」に 改める。

様式第3号中「建築物の建築」を「工事」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に提出された申請書に係る改正後の亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

.